

法務委員會議録 第十一号

昭和三十三年三月六日(木曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事 高橋 順一君 理事 林 博君

理事 福井 盛太郎君 理事 三田村武夫君

理事 横井 太郎君 理事 猪俣 浩三君

理事 菊地 義之輔君

犬養 健君 小島 徹三君

小林 錦君 徳安 實藏君

長井 源君 古島 義英君

横川 重次君 青野 武一君

佐竹 晴記君 田中幾三郎君

古屋 貞雄君 武藤蓮十郎君

吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席府委員

警視廳(警察 庁刑事部長) 中川 董治君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

法務事務官 (矯正局長) 渡部 善信君

委員外の出席者

最高裁判所 事務総長 五鬼上堅磐君

判事(最高裁判所事務総長) 鈴木 忠一君

判事(最高裁判所事務総長) 江里口清雄君

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

判事(最高裁判所事務総長) 局刑事局長

委員に選任された。
同月六日

委員風見章君辭任につき、その補欠として古屋貞雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

亮春防止法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五〇号)

婦人補導院法案(内閣提出第五一号)

○町村委員長 ただいまより會議を開きます。

亮春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院法案を一括議題といたします。

發言の通告がありますので、順次これを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 これは最高裁判所側及び法務省側にお尋ねしたいと思ひますが、いわゆる裁判所の調査官問題で相当波紋を国会に与えたのであります。私どもの第一国会以来の経験といたしまして、裁判所と政府が法務委員会で全く意見の食い違つた論議をなさつたというところがない。ちよつと異様の姿であつたのであります。ただ、大原則として、私はさうなことは不都合だとも何とも思ひません。裁判所は国権のやはり一部になつておる獨立の機關であるがゆえに、國家の最高機關である國會に對しその意見を開陳するといふことは何らばかるところはないと思ふ。ただ、こゝういふ政府提案の法案

に關連いたしまして、その法案を修正するやいなやという点に關連いたしまして、國務担当の二つの獨立した司法權と行政權との見解が對立して國會に現われるということが異例であつたと思ふ。そこで、どういふわけであつたか、どういふ事情になつたのか、もう少し詳しく私どもも聞きたいと思ふのです。それは、先般私が申しましたように、裁判所側においても私どもとしては了解のできない態度であつたからであります。と申しますのは、この亮春禁止法案を社會党が出して以來、この問題については触れてきたはずであるのに對しては、裁判所側からは國會に對して何らの意見の開陳がなかつた。私どもは今國會で突如として裁判所側の意向がわかつたという次第である。しかし、政府内部においてははるかに切實な議論がおつたかも知れませんが、その辺の事情がよくわからない。何かなまのままで委員會で兩機關が議論を戦わすやうな形に見えた。そこで、この裁判所という一つの國家機關系統と、それから政府という行政機關系統とが互いに法案について話し合うというのには、一体どういふ機關でどういふふうに話し合うのであるか、それから、その裁判所側なりの意見が政府の提案に盛られない場合において、どういふ機關を通じてそれが裁判所側の意向として出るのが常道であらうか、そういう点につきましても、もう少し裁判所側なり法務省側なりから、その交渉された経過、及びどういふ機關でどういふふうに交渉したか、そうしていよいよ國會で裁判所の意向が明らかになる前に、國家機關内部において一体どれだけの話し合いが進められておつたのであるか、もう少し具体的に話したい。これは最高裁判所側から法務省側からも話し願ひたい。そうして、將來どういふ問題はどういふ体出てくるか、裁判所側と政府側との意見が全く對立して、そうして法案の提出權は政府にある、それに対して裁判所側からそれと違つた修正を出そうとする際にはどういふ一休手續を経ることが適當と考へられるか、そういうことを、今後のあることも予想いたしまして、忌憚のない御意見を承らぬために、委員會も困惑を來たしておるわけでありまして。その今までの交渉経過及び交渉した機關、それから、その結論が一体どうなつたのか、委員會へ修正意見を出される前に裁判所はその旨を法務省、政府にちゃんと通知してあつたのかどうか、しからずして突如として委員會へ對立意見が出てきたのであるかどうか、今後かような裁判所という獨立機關が自分らの意思を法案に表現する際にはどういふ手續をすることが適當であらうか、そういうことに對しての兩者の御意見を承りたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 私どもとしては、司法の運営に關係のある法案の場合には大体法務省の方で立案されるやうで、それに対して事務的にはい

ろいろ法務省との間に意見がかわされ、またこちらの意見を申し上げ、さらにそれが法制審議會などで——法制審議會には委員が裁判所側から出ておりますからして、そういうことを申し上げるというのが從來の例で、大体において意見が一致して、そうして政府提案となつて法案が出てくるやうなわけなんです。説明を申し上げますが、ごく一般的なことを申し上げますと、私どもとしては、裁判所側の意見と政府側の意見とがどうしても合わないという場合には、これはやはり司法の運営に關する法案等を御審議されておる當法務委員會に向つて、國會法の七十何条かに基いて委員會の御許可を得て、そして裁判所の運営についてもしつこいような法案ができるというやうな結果を來たすといふことを私どもは申し上げるのであつて法案の修正をどうにかこうとかいふことは考へていないのであります。ただ言葉の上からあるいはこゝういふうに修正をしてほしいとかいふことで希望は申し述べたと思ひますけれども、私どもの方ではそこまでは考へてないのであります。要するに、この國權の最高機關たる國會に向つて、やはり司法の運営については、実情はこうである、もし將來こゝうなつたらこゝうなるといふことは十分御認識願ひたい、そういう意味において私どもはあるいは政府とは異なつた意見を申し上げる場合はあると思ひます。

○竹内府委員 司法に關連いたしま

三月五日

委員神近市子君辭任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の指名で

第一類第三号 法務委員會會議録第十一号 昭和三十三年三月六日

す法案を政府原案として国会に提出いたします場合におきましては、もとより法務省が独断専行いたすのではございませんで、最高裁判所の事務当局の担当の部局と、たとえば刑事法でございしますならば刑事局と私どもの刑事局との間に事務折衝を重ねまして、大体の御了解を取りつけるのでございします。もしも御了解がどうしても得られない場合には、法案として出し得ない場合もあるのではないかと思います。現に、三年來懸案となっておりまして法律扶助の法案のごときも、最高裁判所との間の意見の調整ができませんために、ついに提案を見るに至らなかった実例もございまして、実際問題といたしましては、御了解を得ることなしには提案をした実例はないと私は思います。この荒春防止法一部改正に關しまして、多少の行き違ひはございましたが、法務省の私ども当局といたしましては、御不満のあることは承しておりまして、この案を提出することについて、大体了解を得ておつたもの、かように判断をしておつたのでございまして、その点、この国会の審議の過程において、そういう意見があつたかも知立するような形で現われましたことは、はなはだ私としては遺憾に存するのでございしますが、さように了解をいたしております。

あるいはその他の関係各省との間の意見の調整とはおのずから異なるのでございします。ただ、非常に重要なことは、最高裁判所と法務省との間に刑事司法立法に關しまして根本的に意見が一致しない場合には、それでは法案提出は永久に不可能であるかという問題があるのでもございしますけれども、事柄の性質上、さようににぎりぎりの線で全く意見が対立して相いれないというようなことはあるはずはないのでございまして、大体、刑事司法ということでは、やはり学問の裏づけ、科学的な裏づけのもとに議論をされる事柄でございしますので、理屈としましてはそういう場合も考えられるのでございしますけれども、実際問題といたしましては、お互いに論議をいたします過程におきましておのずから意見の一致を見ることと思つたのでございまして、今後の運用にそのために非常な支障を来たすというのではないというふうな考へておる次第でございします。

○猪俣委員 最高裁判所側が法務省に對してこの調査官の問題を言つて正式に交渉を始められたのはいつなんでありまうか。

○江里口最高裁判所説明員 昨年の四月、荒春対策審議會で保安処分が審議されつつある機会におきまして、最高裁判所といたしましては、地方裁判所に調査官がなければ保安処分の円満な遂行が行われないという建前から、直ちに案を作りまして、法務省の方の立法の御参考にしていただきたいということで申し送つております。

○猪俣委員 あなたの方の出した文書を見れば、正式の要望は、昭和三十三年十二月二十八日、最高裁判所事務総長五鬼上堅磐の名において事務次官殿として、「荒春防止法の一部を改正する法律案について当裁判所裁判官會議の議決に基づき、当裁判所の意見を送付し、貴省の善処を要望します。」、こういう文書が出てゐるのですが、公式の交渉はこれからじやなかったのですか。

○江里口最高裁判所説明員 裁判所調査官の問題は、その経過をちょっと申し上げますと、現在のような案が昨年の八月の終りに私たちの方に申し入れされたのでございします。そしてそれは荒春対策審議會の幹事会の前々日くらいだったと思ひます。その前に、私たちの方では、先ほども申し上げました通り、四月にこの調査官の必要性を裁判所側と案をいたしまして法務省の方に御参考にしていただくようにお送りしておつたのでありますが、お取り上げにならない。そこで、最高裁判所といたしましては、その幹事会におきまして、八月の末でございしましたか、調査官はぜひ必要だということを申し上げたのでございしますが、四月一日の執行に間に合わないというやうな御意見でありました。それで、昨年の九月に、荒春対策審議會の委員会におきましても同様な意見を述べたのでありますが、これも四月一日の執行に間に合わないというやうな御意見であつたのでございします。そこで、裁判所といたしましては、それでは法務省の原案のままでは現在の刑事訴訟法並びに刑事規則にのつて必要な情状調査等がなされるかどうかという点につきまして、九月、十月、十一月と徐々に検討いたしましたのでございしますが、どうも現行法のもとにおいては無理があるやうだ、やはり正式に調査官を置くか、家庭裁判所の調査官を使えるというやうな規定を置かなければ、どうしても無理があるというふうな考えられまして、昨年の十二月の末、ただいま猪俣委員の仰せられましたやうな書面でさらに重ねて正式に要望をいたしましたわけでありまして、これに對して何らのお返事もなくて法案を提出され、当委員会でも御審議の始まつた後の二月の十九日付の書面で、それは取り入れないというやうな御返事をいただいたやうなわけでございます。

○猪俣委員 私ども官庁内部のことはよくわかりませんが、荒春審議會のときに出したそれは、当の相手が法務省じやないですから、法務省の人たちと話し合つたというやうなことが、さつきはつきりしませんが、幹事会というのですか、一体法務省のどういふ官職の人と、それから最高裁判所側のどういふ官職の人とがどの程度の話をされたのか、それが一点、それから、この三十二年十二月二十八日に公文書で五鬼上事務総長から法務事務次官あてに出した文書、ただ文書を出しつぱなしになつたのか、あるいは、大臣その他次官あるいは刑事局長、そういう人たちと最高裁判所の事務総長その他の人たちが何かひびきをまじえていろいろな方面を検討したというやうなことがあるのか、片方は文書を出しつぱなし、片方もそれに対して一カ月も二カ月もたつてからだめだという文書で突き返してきたというのであるか、その辺が僕らにはちよつとわからぬのです。実情はどうなんですか、その幹事会というのは何なんですか。下っぱの事務官ばかりが話し合つてそれは筋が通らぬ。それだから、こういう重要なものを幹事会に諮つたというのは、裁判所側からどういふ人が出て、法務省からはどういふ人たちが出て、どの程度の一体懇談をしたわけですか。

○江里口最高裁判所説明員 幹事会と申し上げましたのは、荒春対策審議會の幹事会でございます。その席には、委員の馬場次官もおいででございまして、それから法務省の刑事局長、担当課長も列席しておられました。それから、裁判所側からは、私が幹事でございしますので、私が列席しております。

○猪俣委員 すると、それは荒春対策審議會の委員としての法務省の役人とお話しになつた。まあ実質的に言へば同じことであらうが、形式的に言つて、法務省の人たちと特に最高裁判所として折衝をしたということにそれがなるのかどうか、ちよつと私は疑問だと思つたのでございします。それは荒春審議會の委員として委員同士で話し合つたということとはわかりませんが、政府代表、これは法務省といたつて政府の代表なんですから、政府代表の法務省と最高裁判所とが一体正式にこの問題に取り組んで協議なさつたことがあるのかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○江里口最高裁判所説明員 この問題は、実は、昭和二十七年に保護観察制度、執行猶予者に保護観察をつけるという問題のときに、裁判所側では、この保安処分の一つである保護観察をつけるについては裁判所調査官による判決前調査が必要であるということで、法制審議會で論議されたことがあつたのでございします。その際は、法制審議

会の刑事法部会で一般問題として検討すべき事案であるという附帯決議がついておるのでございます。それから、その後、売春対策協議会、これは審議会の四年ほど前でございますが、その際におきまして、元來この成人の売春婦の事件は家庭裁判所でやるのが相当であるという意見がその際に出たのでございますが、そのときに、裁判所といたしましては、成人の売春婦は地方裁判所で取り扱うべきである、その場合におきましても、地方裁判所で取り扱うについては、家庭裁判所の調査官と同じように地方裁判所に調査官を置いて、この事件を情状調査等を詳細にして審理をする、この調査官が地方裁判所に必要だということを申しておたのでございますが、その後裁判所側では、まあ正式の交渉ということはしてありませんが、事あるごとに裁判所の意向というものを、この調査官の調査の必要性ということは意見を述べておいて、その点は十分法務省側でもこの裁判所の意見は知っておられるというふうには思っております。また法務省側ではこの調査官を置くことについては反対であるという強い反対を私たちは感得いたしておたのでございます。昨年の暮れに書面を差し出す際に、私は直接に法務省の刑事局長をおたすねして、実はこういう点について裁判所から正式に要望書を出して、御考慮いたしたいというところは申し上げておりました。そうして書面を差し上げたのでございますが、それ以後具体的に交渉はいたしておりません。

を裁判することを専門の裁判所がありまますならば、調査官というものと相当調和して解決できると思うのだ。だから、その意味において、私どもは家庭裁判所でこれを取り扱ったかどうかというのを四、五年前から提案いたしておたのだが、全然最高裁判所は御配慮なされなかつた態度である。普通の刑事裁判所にまかして置いて、そして調査官だけ活用するということは、現在の日本の刑罰体系、刑事訴訟体系等より異例な取扱いになりますので、重大な、法律議論としてもいろいろな議論ができると思う。ですから、そういう点をほんとうにまじめに国会に実現をさせようという御意思であつたのなら、法制審議会にかけてもう少し審議してもらひなり、あるいは法務省のそれその当局者と数回の懇談を重ねるなり、もう少し熱意をもつてやらなければいけないかつたのじゃないかと思う。あなたの今の答弁でも、ただあなたが去年の暮れ正式の文書をもつて持ってきただけの話で、どうも法務省側と懇談をしなかつた。ゆっくりひきまをまじえていろいろの問題について熟慮をした形跡が見られない。ただ売春防止法にちよつと一条入れればすぐできることだといふような態度で、国会の答弁もそんなふうになつておられますが、私はそこには非常に食い違いがあつたと考える。これは私どもとしてははなはだ遺憾だと存じます。これは売春防止法をちよつとじくつてすぐ解決せられる問題じゃなくて、大きな法体系から検討してかからなければ、日本の弾劾裁判制度というものはその一角からくずれるおそれさえる重要問題だから、これ

は法務省が慎重な態度をとつておられることは当然だと思ふのです。しかし、こういう制度は相当いい制度だと思ふがゆゑに、私どもはこの実現はほんとうにいいことだと思ふのです。しかし、それに対して裁判所はあまりにどうも積極的に熱意をもつておやりになつておつたと思われない。そうして案として委員会にこういう重大修正案をされたのではないと思われるのです。これは将来もあることであります。私どもは十分その辺御留意願いたいと思ふ。

それから、法務省側にお尋ねいたしますが、この裁判所側の調査官制度、これは諸外国にもあることです。しかし、諸外国の制度が直ちに日本の裁判制度の中に取り入れられるかどうかは、これはまた非常に検討を要しますけれども、しかし、裁判所の側の考えであること、これは相当私は合理性があることだと思ふ。これに対して一顧にも値しないというふうな御態度であるのか、この裁判所の意見に対して今後どういふふうには法務省側は態度をとつていこうとせられるのであるか、今後の調査官制度をめぐるまじの法務省の御態度をお尋ねいたしたいと思ふ。

○竹内政府委員 裁判所側の御提示になつております調査官制度というものは、私どもは決して軽視をいたしておらないのでございまして、御議論の存しますところ、それはそれなりに理由のあることと信じております。ただ、先ほど来お示しの通り、この売春防止法の補導処分をいたしましてこの問題を一挙に解決することにつきましては若干の疑問を感じておるだけでございます。

まして、これは将来におきましてすみやかに検討すべき重要な案件だ、かように考へております。

○猪俣委員 大体了承できましたが、まあ最高裁判所側のような修正をするというところになりますと、相当予算の裏づけもなければならず、今突如としてこれを出されるというふうなことは、裁判所はあまりに不なれと申しますが、あるいは少し子供っぽいと思ひますが、もう少しおとなになつていただきたいというふうにも考えられる。慎重にしたいだきませんと、せっかくのいい制度が取り上げられないことに相なりますので、これは希望として申し上げておきます。それから、法務省側も、いろいろの疑問点がありまして、これは非常に画期的な法律であるだけに、画期的な裁判制度というものがやはりなければならぬと思ひます。十分に御検討いたしたいと存じます。これは希望として申し上げておきます。

次に、売春防止法の点について、二お尋ねいたしたいと思います。

私の質問いたします趣旨は、たとえば婦人相談員とか婦人補導員とか申します人の人選というものが非常に重大であり、この人を誤りますと、全くの有名無実なことになつて、せっかくの画期的な法案が何にもならぬことになりまして、これは、ただ通り一べんの、たとへば今までもありますように、どうも保護司とかなんとかいふ人たちは町のボスみたいなのがみななつて、そうして自分の政治活動に利用するといふような傾向も相當あつた。そういうものになりますと、これは仏作つて魂入れずで、意味のないことになつてしまふ。こういう特殊婦人を善導しようという者は、確固たる信念、それこそ宗教的な信念を持つて立ち上つていくような人でなければならぬと思ふ。もちろんそういう人が多数あるとは想像できません。先般新聞に伝えられたあの墨田におきますアリの町か何かに二十七才の若さで亡くなられたた大学教授の令嬢がありました。ああいうような方が多数いられるわけではないと思ひますが、それに人生の意義を見出して、それに打ち込むような人という標準で選んでいただかぬと、あれは町の財産家だとか、やれここの大物だとか、顔役だとか、そういうような観点で選ばれたと、これは全く何にもならぬことが起る。私は先般上海に参りました、上海で婦人労働教習所というのを見てきました。これは要するに補導員であります。これは徹底したものであります。その所長というのは二十五、六の婦人だと思ひましたが、三十過ぎの方でした。ほんのおかっぱのような少女に見受けられる。そこで、こんな女が所長としてやれるのかと思つておりましたところが、上海の市政府の堂々たる役人もたくさん来ておりましたけれども、この人の説明が一番熱が入つていて、一番論理整然として、私は賛嘆おくたわざるものがありました。こういう人を発見することは容易であります。私は、この補導員とか婦人相談員というものは、通り一べんの者でなしに、学歴はなくてもいい、それに人生の意義を見出して打ち込むような情熱と知性と、そうして人生に対する直摯なる熱意を持つておる人を選んでいただきたいと思ふ。そういう観点から、一体婦人補

導員というものはどういう資格の者をどういうふうにして採用されるのであるか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○渡部(善)政府委員 猪俣委員仰せのごとく、この補導員がほんとうの力を発揮するかいなか、その人を得ることにあると私も考えております。実は、この補導員の職員が、三施設全部で七十五名、一施設について二十五名ということになっておるのでございまして、かような施設は、刑務所と異なりまして、管理が非常にむずかしいのでございまして、従ひまして、われわれといたしましては、一人に一人というくらいに陣容を充てはしめてございまして、けれども、これは言うべくして實際問題としてはなかなか実現ができません、ようやく二十五名という数になつたのでございまして、この二十五名の職員をもつてこの初めての試みである補導をほんとうにうまくやつていくためには、一人々々が二人前、三人前の仕事をしてもらわなければ、とうていこの仕事はできないと思ひ思つております。そこで、この人選につきましては私も一番頭を悩ましておるのでございまして、実のところ、そのような新しい試みの職員は、新しい観点から、今までのさうな刑務所とあるいは少年院と異なるようなものはないほんとうに真新しい感覚の人を迎えたいというふうにも考えます。考えますが、また、一方、かような荒春婦を取り扱つた経験のある——この経験というものは私は尊いと思ひます。現在、少年院におきまして、また女子の刑務所におきまして、かような荒春の経験者が相当数入つておる

のでございまして、これらの人たれを日夜補導しております女子の刑務所あるいは女子の少年院におけるこれらの職員の体験というものは、私は十二分に今度の補導員の補導の面にも生かしてきたいという気持を持っておりますのでございまして、そこで、これらの職員の経験、そして新しい感覚の人たちのこの熱情というものを織りまぜて今後この補導員を運営していったらいいのではないかとこのことを考えまして、実は現在各女子刑務所並びに女子の少年院の職員の中から最も適当とす

る者を目下推薦させております。これを選考いたしまして、そして中央の研修所と地方の研修所がございまして、中央の研修所にこれらの職員を適当な者を集めて、そしてこれに、大体一カ月の目標を立てておるのでありますが、研修をいたしまして、職場に送りたい、かように考えておるわけでございまして。

なお、新しい職員を迎えるにつきましても、婦人団体あるいは宗教団体あらゆる面から適当な方の推薦を受けて、そしてこれを新しく研修所においてよく教養をいたしました上で當つてもらいたい、かように考えている次第でございまして。

○猪俣委員 そうすると、この婦人補導員の身分は国家公務員でありますかどうか。その直接の管轄庁、行政庁はどこになつておりますか。それから、これになる資格は何か試験でもするものであるかどうか。そういうことについて一つ伺いたいと思ひます。

○渡部(善)政府委員 この補導院は私のところの矯正局で管轄をすることに法務省ではなつております。そこで、

この職員の資格でございまして、国家公務員でございまして、この採用につきましまして、現在のところ今の新制高等学校卒業以上の教育程度を受けた者というのを目標にいたしております。それから、なお、あまり若い人では工合が悪いと思ひますので、三十才以上の女子を中心として現在考えております。この人の待遇でございまして、これは矯正職員、公安職員としての待遇を受けることになつております。ただ、ここで問題は、それらの人たちの、ことに院長等の待遇でございまして、これは特に行政管理局の方にお願いいたしまして、公安職としては一番最高の一等職というところに格づけをしてもらつております。三つのうち全部私は一等職を持ちたいと思ひましたけれども、それは職員の関係から無理だということにございまして、福岡だけは二等職ということになつておりますけれども、東京、大阪は一等職の格づけをしていただいております。しかし、実際上さうな一等職に値するやうな人選を得たならば、福岡におきましても暫定的に一等職を認めるということも確約を得ておるわけでございまして、何とかさうなりつばな人を迎えたいということをお願いしておるわけでございまして。

○猪俣委員 先ほど、局長のお話でも、広く婦人団体その他にも働きかけ、人的資源を探し出すというお話がありました。これは大へんけっこうなことだと思ひます。この法案を通します際には、御存じのように全国の婦人団体が非常に熱心に涙ぐましい活動なさつたのでありまして、従つて、これが実現した以上は、ある程度のや

はり責任も婦人団体にあるかと存じます。そうすると、その中に、ほんとうに献身的に、全くの宗教的信念に基いて、この不幸な女を救済せんとする熱意に燃えておる人も相当あるはずで、これは話は違ひますが、先般、大学の教授の奥さんが、子供さんはみなそれぞれ片づけて、全くひまになつた、何とかしてお役に立つことをしたいという申し出がありまして、家庭裁判所の調停委員に私は推薦をいたしました。りっぱな御婦人でありまして、有名な学者の奥さんであります。とにかくやうやう子供たちはみな成長し、この余生を何か人生に寄与したいという熱意に燃えておる方も相当あると思ひます。そこで、何とかしてそういう人たれを掘り出して、要するに一片の官儀的な官吏のメカニズムにおどるやうな一員では何にもならぬ。ほんとうに熱意を持って、熱情を持ってこの仕事に意義を見出すやうな人があると思ひます。そういう人たれならば、人数は少くとも、予算は少くとも、相当の成果をあげると思ひます。それを、普通の役人根性で、ただ勤務時間が過ぎればよいやうな人たれ、月給をたれたいやうな人たれ、月給をたれたいやうな成果はあげられないと思ひます。一にかかつてこの補導員の人格に帰する問題じゃないか。この制度が有終の美をなすか否か。これは、一にかかつてそこにあると思ひますので、それは一片の官吏登用みたいな形でなしに、広く宗教団体や婦人団体に働きかけられまして、さうな篤志家を見出されるということが、難事業でありまして大切な根本ではないかと思ひますので、くれぐれもこ

れはお願ひ申し上げます。それから、いまだ一点。これは婦人相議員であります。これはどういふ方法で選任され、どういふ資格の者になつて、どのくらいの人教を予定しておるか、その直接の管轄官庁はどこであるか、それを一つお話し願ひたい。

○渡部(善)政府委員 婦人相議員の方は、いわゆる更生保護の衝に当られる方でございまして、法務省の関係ではなくて厚生省関係のお仕事をなさる方だと思ひます。この婦人相議員の方々の充実につきましては、厚生省の方で非常に力こぶを入れておやりになつておるやうでございまして、実情につきましては私よく存じませんので、厚生省の方でお聞き取りをお願いしたいと思います。

○猪俣委員 そうすると、婦人相議員は厚生省の管轄である。そこで、この婦人相議員と婦人補導員との間にはどういふ連絡をなさつておりますか。

○渡部(善)政府委員 これは、実はわれわれの願ひをいたしましては、婦人補導院の在院期間が六カ月ということにつきましては、実は非常にあきたらないものを持っておるわけでございまして、この六カ月の間で完全に補導の目的を達するということが、もちろんそのつもりでやるわけでございまして、なかなか六カ月間でこの目的を達するということとは、實際問題としては困難だと思つております。そこで、私はこの在院期間ばかりでなく、これを過ぎてから後決してその援護の手がとぎれるやうなことがあつてはならない、補導院における補導はそれらの婦人たちの更生の第一歩であるということをお

はり責任も婦人団体にあるかと存じます。そうすると、その中に、ほんとうに献身的に、全くの宗教的信念に基いて、この不幸な女を救済せんとする熱意に燃えておる人も相当あるはずで、これは話は違ひますが、先般、大学の教授の奥さんが、子供さんはみなそれぞれ片づけて、全くひまになつた、何とかしてお役に立つことをしたいという申し出がありまして、家庭裁判所の調停委員に私は推薦をいたしました。りっぱな御婦人でありまして、有名な学者の奥さんであります。とにかくやうやう子供たちはみな成長し、この余生を何か人生に寄与したいという熱意に燃えておる方も相当あると思ひます。そこで、何とかしてそういう人たれを掘り出して、要するに一片の官儀的な官吏のメカニズムにおどるやうな一員では何にもならぬ。ほんとうに熱意を持って、熱情を持ってこの仕事に意義を見出すやうな人があると思ひます。そういう人たれならば、人数は少くとも、予算は少くとも、相当の成果をあげると思ひます。それを、普通の役人根性で、ただ勤務時間が過ぎればよいやうな人たれ、月給をたれたいやうな人たれ、月給をたれたいやうな成果はあげられないと思ひます。一にかかつてこの補導員の人格に帰する問題じゃないか。この制度が有終の美をなすか否か。これは、一にかかつてそこにあると思ひますので、それは一片の官吏登用みたいな形でなしに、広く宗教団体や婦人団体に働きかけられまして、さうな篤志家を見出されるということが、難事業でありまして大切な根本ではないかと思ひますので、くれぐれもこ

一つ力強く植え付けたいということを考へておるわけでございます。従いまして、この婦人補導院の六カ月の期間が短かいわけではあります、この時期にその基礎づけをいたしまして、在院期間中から外部との連絡をつけたいと思つております。現在矯正施設におきまして特殊面接員の制度を置いております。これは、広く外部の方々、宗教家の方々、あるいは婦人団体その他の非常に関心をお持ちの方々の御援助を得ておるわけでございますが、この婦人補導院におきましてはこの特殊面接員の制度を百パーセントあるいは百二十パーセントに利用したいと思つております。そのような特殊面接員の方々の中に婦人補導員の方もなつていただきたいと思つております。そして、この六カ月を過ぎました際には、すぐに住居の問題、あるいは就職の問題、すぐさまかかってくる問題が当面いたしておるのでございまして、そのときには時を移さず厚生省の更生保護の手に移るように、そこに何らの間隙もなくしてスムーズに乗り移つていくような方法を講じたいと思つております。従いまして、今後厚生省関係の婦人補導員その他更生施設との連絡というのとは一番緊密にとつていかなければならぬものと考えております。さういふに厚生省の方にもお願い申し上げておる次第でございます。

○猪俣委員 あともう簡単に済みますが、これは、私が自分で答えを出したいと思ひますが、どうか御判定願ひたいと思ひますが、どうも冤春防止法及び犯罪者予防更生法、更生緊急保護法、いろいろの法律がございまして、相当こんがらがっておりますが、冤春防止法の第五条に違反した者の取扱ひ等を考へてみますと、まず警察から検事に送られる。検事から便宜主義に基いて起訴しないという場合には保護観察というものに付するものかどうか。それから、起訴した場合に裁判になります。裁判になつて有罪判決になる。無罪になればもちろんあれですが、有罪判決になる。そうすると、執行猶予がつくのかどうかの別として、執行猶予がつくとは別として、執行猶予がつくところに補導処分というものが現われる。こういうふうになりましようか。

○竹内政府委員 大体お尋ねの通りでございます。警察から検察庁に送致されました場合に、検察庁は調べをいたしまして、便宜主義によつて起訴猶予にする場合が相当多数あると思ひます。その場合に保護観察を付することのできるかどうかという点については、これは現行法のもとではできないのでございまして、ただ、保護観察はいたしませんけれども、更生緊急保護法によりまして、必要な保護更生の措置をとることができると法律で定められております。そうして、公判請求をいたしました場合に、裁判所の判断により、あるいは執行猶予付の保護観察になり、あるいは今回の新しい制度による執行猶予付の補導処分というふうな裁判がなされると思ひます。ついでながら申し上げますと、過去の冤春防止法五条に相当する都道府県の条例違反、つまり勧誘等の行為でございますが、この種の事件は年間約八千件検察庁においては受理いたしてお

りますが、公判請求を見ておりますのはそのうちの約八十人前後のようでございます。そういったと、これらの八十人の処分が、今までは補導処分というものがありませんために、あるいは執行猶予になり、あるいはそのうちのまたきわめて少い部分が実刑を科せられておると思ひますが、この制度ができますことによつて、実刑を科せられる者は補導処分に付せられる率が多くなつてくるのではないかと、うふうに考へるのでございます。

○猪俣委員 いま一点で終りたいと思ひます。こまかいことはいろいろありますけれども、これはまあ大体よく研究すればわかると思ひます。法務大臣もおいでになつておりますのでお尋ねいたしますが、冤春防止法は一面でございました。ところが、一面、先般この問題になりましたが、非常に性的問題を取り扱つた映画などがたくさんある。その一つとしてエロ本、まあ戦時中ならばわいせつ本として発売禁止になつたり処罰されたりするようものがが堂々として店頭で陳列されておる。これは、憲法の、意思の表現の自由を尊重するというような建前からすれば、むやみに取り締まることは感心いたしませんけれども、公共の福祉からいたしまして、このエロ本やエロ雑誌がどんなに青少年の魂を腐敗させておるか。一方で、こういうものが許されておつて一方で冤春行為だけは処罰する。一方で排斥しておいて、排斥に乗つた者は今度はひつかかるといふようなことではないのか。いや、いや、そこでは、一体こういうわいせつ本といふようなものに対しまして、このままでいいのであるかどうか。私は、先般

ローマへ参りましたとき、あれは飲茶の都と聞いておりましたが、エロ本やエロ雑誌というのに対しては非常に嚴重な取締りをやつておるといふことを聞いて実は驚いたのです。これは冤春行為をそれ自体よりも害毒を流すことがひどいとして、冤春行為をそれ自体よりもエロ本やエロ雑誌に対しては峻厳な刑罰をもつて臨んでおるといふことを聞いて参りました。私は、終戦後非常に性的解放といふことになつて、あれはいいことかもしれないが、あんまり解放し過ぎてしまつて、どうもこれでは自分たちの子供たちに気の毒だと思ふのです。彼ら青少年に対して気の毒だと思ふのです。一方で冤春街は絶滅させる、一方で性的行為を興奮させるようなものが町にははんらんしてゐる。これは実に矛盾した行為であるのみならず、子供たちを切り刻むものではないかと私は考へる。店頭で小中学生や中学生までがみなエロ本を立ち読みしてあります。こういうことに対して、政府は、このままでいいとお考へになつてゐるのであるか、何かそこに一つ取締りの必要があるとお考へになつてゐるのであるか、その点を御聞かせ願ひたいと思ふのです。これは冤春防止法実施に伴います必然的な命題の一つではなからうかと考へますので、政府の御方針を承わりたいと思ひます。

○竹内政府委員 わいせつ文書圖画が市場にははんらんとする言葉を使つてもいいほどに広く行われておりますことは、猪俣委員の御指摘の通りでございます。これはまことに寒心にたえない事象であると思ひます。戦後、新憲法のもとに、検閲を許さぬといふよ

うなこともありませんし、その他表現の自由が強く主張されましたために、自由の名においてこの種のわいせつ文書圖画がはんらんして参つたのでございまして、これに對しましては、取締り当局としては、公共の福祉の立場から敢然とこれの取締りに當つたのでございまして、自來この考へ方を少しも變えておらず、終始熱心に取締りを勵行しておるのが現状でございますが、さらに、この冤春防止法との関連におきまして、将来の完全実施を保障する意味からいたしまして、これが取締りにはまた新たな考へをもつておるのでございまして、この点ぬかりなく処置いたしたいと思ひております。

○猪俣委員 私は、現行法でも相当処罰される事案じゃないかと思はれるのですが、どうもこれはやはり人権尊重、表現の自由などから遠慮があるのかも存じませんが、あまりにひどい内容のものが野ざらしになつてゐるような感じがします。何かこれに對して今特別な立法を考へるというふうなお考へを法務省はお持ち合せないのでしょうか。現行法でもできると思ひますけれども、今の刑事訴訟法の段階では多少むづかしい点も出てくるかと思ひますが、何かこれを補強するような意味の立法行為のお考へがあるのかないのか、それを承りたい。

○竹内政府委員 これは私どもの手元で検討いたしましたのでございまして、いろいろ表現の自由との関連性におきまして、立法いたしましたことはわいせつ文書並にそれに類似の行為を取り締まるには役立ちますが、他面においてま

ろ、表現の自由と表現の自由との関連性におきまして、立法いたしましたことはわいせつ文書並にそれに類似の行為を取り締まるには役立ちますが、他面においてま

ろ、表現の自由と表現の自由との関連性におきまして、立法いたしましたことはわいせつ文書並にそれに類似の行為を取り締まるには役立ちますが、他面においてま

ろ、表現の自由と表現の自由との関連性におきまして、立法いたしましたことはわいせつ文書並にそれに類似の行為を取り締まるには役立ちますが、他面においてま

ろ、表現の自由と表現の自由との関連性におきまして、立法いたしましたことはわいせつ文書並にそれに類似の行為を取り締まるには役立ちますが、他面においてま

た基本的人権の損傷にもなるおそれがあるのをごいまして、立法技術上も非常におかしなところと考へております。それで、さしあたりといたしましては現行法を活用するという考へになつておりました。今直ちにこれに対する取締り立法は考へておらないのでござい

かれました。たとえば映画館について未成年者はこの映画は見せないようにするということなどについて地方公共団体等も規制をいたしている向きもございまして、そういう点も活用いたして努力して参りたいと思ひます。

信用のある新聞で、私はうそを書いていと思ひませんが、朝日新聞の一日の第一面には大きく出ております。「根拠欠く法務省 売春防止法の争ひ」最高裁、反論を発表、そして、二十八日の委員会で両者の主張を譲らなかつた、特に最高裁は同日夕刻記者会見を求めて法務省の主張は根拠のない、反対のための反対としか考へられず理解に苦しむと激しく反論した見解とこれまでのいきさつを公表したところに出ております。これは、全国の国民が見た記事であります。同じ記事がやはり毎日新聞にも出ております。調整は望み薄——これも、四月一日から完全実施となる売春防止法の運用に重大な支障を来たすのではないかと注目されていたが、二十八日の衆院法務委ではこの対立がますます明白となり、最高裁当局は同日夕刻記者会見を行い、法務省の修正反対は全く根拠がないもので、だめにする反対討論だときめつけた、こう書いてあるのです。私ははなはだ遺憾千万だと思ひます。ここで御意見を述べられることは、先ほど五鬼上事務総長の御意見の通り、私は十分御意見を述べていたではないかと

の中で、裁判所の職員、裁判官は世の雑音にまどうな、雑音に耳をかすなということをしばしば述べておられます。私は、ある意味において、裁判の權威を保つ上においてけつこうなことだと思ひますが、そのいわゆる雑音の中には、學者の意見もあり、言論人の言論もあり、文化人の意見も入つてい

議できめた意思だという絶対の立場からこういう表現をなさつたとすれば、私は、事は簡単ではないという気がするのであります。一つ、事務総長がおいでになつておりますから、この特に記者会見を求めて、裁判所の見解なるものを、この法案審議をやつてこの委員会以外のところで国民に訴へるか、大衆に訴へるかという訴へる態度をおとりになつたその理由、その立場、それについて伺ひたいと思ひます。さきに申しましたように、田中長官は、しばしば雑音に耳をかすなと言われました。私は、あえてこれが雑音だとは申しません。けれども、雑音に耳をかすなということ

は、なるほどいろいろ考へられます。めんどろな問題だと思ひます。私も名案がないのであります。ただこのういわけ、何らの芸術性もない、何らの意味もない、ただ宛らんなの劣情を挑発するようなものに対しては、私は現行法で十分でございと思ひます。これは法務省が中心となり、嚴重に勵行していただきたい。なお警察庁からもおいでになつておりますので、中川さんの御意見も承りた

質疑、御発言に關連して、一言最高裁側にお尋ねしておきたいと思ひます。お尋ねというよりも、むしろ御注意願いたいと思ひます。私は率直に申し上げますが、決して悪意や悪感をもつて申し上げるのじやないのです。先ほど來問題になつておりますように、全国の注視の焦点になつておる売春防止法の完全実施に關しまして、それに必要な二法案が当委員会に審議されておるので

の対立がますます明白となり、最高裁当局は同日夕刻記者会見を行い、法務省の修正反対は全く根拠がないもので、だめにする反対討論だときめつけた、こう書いてあるのです。私ははなはだ遺憾千万だと思ひます。ここで御意見を述べられることは、先ほど五鬼上事務総長の御意見の通り、私は十分御意見を述べていたではないかと

その目的といひますか、意思といひますか、それは、一般の國民に最高裁の主張の方が正しいんだということとを理

集めて、特に記者会見をしてレクチュアしてこういう記事を作つておる。これは全國民が見ているんです。あたかもこのために、売春防止法が四月一日から施行されるが、完全実施がうまくいくかどうか、大きな疑問だと新聞は書いてある。その点の真意、その点のほんとうのお氣持をこの際伺つておきたいと思ひます。

〇中川政府委員 御指摘の点は全く同感に考へておりました。現行法では、刑法百七十五條の犯罪という点があるわけですが、これにつきましては、警察庁でもそうですが、全國の警察におきまして周りに視察いたしまして、この犯罪を摘発したいと思ひます。それから、現行法としては、刑法の百七十五條のほかに、地方公共団体にお

〇三田村委員 先ほどの猪俣委員の御質疑、御発言に關連して、一言最高裁側にお尋ねしておきたいと思ひます。お尋ねというよりも、むしろ御注意願いたいと思ひます。私は率直に申し上げますが、決して悪意や悪感をもつて申し上げるのじやないのです。先ほど來問題になつておりますように、全国の注視の焦点になつておる売春防止法の完全実施に關しまして、それに必要な二法案が当委員会に審議されておるので

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇中川政府委員 御指摘の点は全く同感に考へておりました。現行法では、刑法百七十五條の犯罪という点があるわけですが、これにつきましては、警察庁でもそうですが、全國の警察におきまして周りに視察いたしまして、この犯罪を摘発したいと思ひます。それから、現行法としては、刑法の百七十五條のほかに、地方公共団体にお

〇三田村委員 先ほどの猪俣委員の御質疑、御発言に關連して、一言最高裁側にお尋ねしておきたいと思ひます。お尋ねというよりも、むしろ御注意願いたいと思ひます。私は率直に申し上げますが、決して悪意や悪感をもつて申し上げるのじやないのです。先ほど來問題になつておりますように、全国の注視の焦点になつておる売春防止法の完全実施に關しまして、それに必要な二法案が当委員会に審議されておるので

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇中川政府委員 御指摘の点は全く同感に考へておりました。現行法では、刑法百七十五條の犯罪という点があるわけですが、これにつきましては、警察庁でもそうですが、全國の警察におきまして周りに視察いたしまして、この犯罪を摘発したいと思ひます。それから、現行法としては、刑法の百七十五條のほかに、地方公共団体にお

〇三田村委員 先ほどの猪俣委員の御質疑、御発言に關連して、一言最高裁側にお尋ねしておきたいと思ひます。お尋ねというよりも、むしろ御注意願いたいと思ひます。私は率直に申し上げますが、決して悪意や悪感をもつて申し上げるのじやないのです。先ほど來問題になつておりますように、全国の注視の焦点になつておる売春防止法の完全実施に關しまして、それに必要な二法案が当委員会に審議されておるので

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

〇五鬼上最高裁判所説明員 この問題は、実は二十七日に参議院において裁判所の意見を求められて、そのときに、裁判所の方としてはこういう意見を持つておるといふことを申し上げたのであります。それが新聞の方で非常に取り上げられて、一体最高裁判所はどういう意見なんだといふことを聞いて参りますものだから、こういう場合に、やはりある一つの新聞社だけに

記者クラブがございますから、記者クラブの方みんなに同じように、こういういきさつだ、こういう考えだということをお願いする方がよろうというように、実には私その場にいかなかったのですが、そういう関係で新聞記者に発表といひますか、説明したところが、そういう記事になって出たと思うのであります。その結果については、ただいま三田村委員の御発言に對して、私も十分反省いたしたいと思ひます。ただ、私どもの方といたしましては、裁判所の裁判があるとか、あるいはいろいろな行事があるというようなことについては、記者クラブを通じてどの新聞社にも同じように材料を提供してあります。ある一部の新聞社にというふうなことはいたしておらないのであります。

また、今裁判官会議の問題がございましたが、裁判官会議は、司法行政運営の裁判官会議であります。外部に對して、いわんや行政権に干渉するとか立法の問題に干渉するとかいうことは毛頭考えておりません。どうか、將來もそういうことですから、御安心願ひたいと思ひます。

○三田村委員 五鬼上事務局長の御答弁、よくわかりますが、私は特に率直に申します。朝新聞を見て、実に不愉快な感を感じ得なかつたのであります。なぜかなれば、ここに江里口刑事局長、竹内刑事局長がおられますが、二十八日には両君もここで火を吐くような理論闘争をやられたのです。聞いておれなかつたから、ここでそういう議論はやめてほしい、同じ政府内部の機関であるから、両者の意見がまとまるときにはまとめてきてもらいたい、

まとまらないときには、これは立法院だから、独自の見解で法案の審議をやり、法案の取扱いを考える、こう申し上げておいたんです。ところが、ことさらにその日の夕刻、新聞記者を集めてこういうことを発表される。どこに真意があるかわからぬ。私は、日本の裁判所というものは、ほんとうに国民信頼の焦点として、いつまでも法の殿堂として、信頼の中に置くことが絶対必要だ、そういう観点から申し上げるのです。裁判所が新聞記者を集めて、おれたちの意見はこうだ、法務省の意見は根も葉もないんだ、こういうことを言われたのでは、檢察行政を含めて司法の運営について何かしら暗い影を國民は受け取りやしないかというところをおそれるのであります。今事務局長の御意見でわかりましたが、將來十分一つの点は御注意願ひたいと思ひます。

これだけ申し上げて、私の發言を終わります。

○町村委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 私は二、三の点につきまして補足的に御質疑をしておきたいと思ひます。

第一は、だんだん各委員からきょう御質問になりました調査官制度の問題をめぐって、法務省と最高裁の見解等が相当食い違つておる点につきましては、私はあくまでも白紙の態度で臨んでおります。従つて、この委員会といたしましては、この際冷静に、白紙の立場に立つてこの問題は検討しておるべき価値がある、また必要のある事柄であると、こう考えておるのであります。そこで、私は、なおこれにつきまし

て一、二伺ひたいことがあります。法務省におきましては、この補導処分は法律上の性質はどういうふうにお考えになつておるのでございましょうか。一種の刑罰処分として、執行猶予に処せられた売春婦人に言い渡す処分、こういう性格を持ったものというお考えなのかどうか。この点について一つ御所見をお伺ひしておきます。

○竹内政府委員 補導処分は保安処分であるというふうに考えております。

これは、さきに売春防止法が可決されます際に、参議院の法務委員会から特に附帯決議として、保安処分を考慮すべしという論がございましたし、さらにはまた、別途売春対策審議会におきましても、五條違反の成年女子に對する補導処分を考慮すべしという答申がなされておるのでございまして、その趣旨をすべてくみまして立案されたものでございまして、名前は補導処分と申しておりますが、これは保安処分に當るものであります。刑罰ではない、五條の違反を犯した場合に、自由刑に處して、その自由刑を執行猶予される場合、補導処分は付せられるのでございしますが、これは、五條違反という犯罪を手がかりとして補導処分を言い渡すことを規定したものでございまして、従ひまして、科せられます自由刑は、これは刑罰でございすけれども、それとともに科せられる補導処分は、少年保護の保護措置と同じ内容の、売春婦を保護更生させるといふことを目的とした保安処分であります。さように理解いたしております。

○吉田(賢)委員 すでに刑の執行を猶予せられる処分を受けた者、自由を与えられる者が、刑罰にあらざる拘束を受けるというところは、この点についてやはり一つの矛盾を持つものではないであらうか、これは前々会に私が伺つた点にも関連するのであります。この点についてはやはり特殊な性質を持ったもののようにも考えられるのであります。もし刑罰でないとするならば、やはり強制収容するところ、に少し理論的な矛盾も生じてくるのではないかと。こう思ひますが、その点、いかがですか。

○竹内政府委員 吉田委員の御疑念の点は、理解するにたかたないものでございす。なるほど、補導処分というところは、起訴されず案件はすべてこれ補導処分の方へ持つていくというところになるのかとよく見えるのでございまして、そうだといたしますならば、現行法のもとにおいて、罰金という刑もあり、執行猶予という刑もあり、あるいは執行猶予に保護観察という処分もありというこの実情が、この立法によりまして、そういうニュアンスが消えてしまつて、一挙に補導処分にく、補導処分は強制収容を伴う措置でございすので、そういうことになりましたならば、何か重い負担を売春婦にかけるのではなからうかという御疑念が生ずることは、一応理解されるところでございすし、また世にもそういう疑念を抱かれる向きも少なくないと思ひます。この点につきまして、やはり五條違反の罪がどのように運用されるものであるかというところの理解の上に議論をいたしませんと、おわかりにくいと思ひますので、現行法のもとにおきましては、各都道府県の売春条例等に勧告等の行為を処罰したものがあつたのでございまして、決して五條違反は新しい罪ではないのでございす。一応この種の勧誘罪を拾つてみますと、年間約八千件檢察庁において受理をいたしております。そのうちほとんど大半は起訴猶予ということになっておりますが、その他の、先ほどもちよつと触れましたが、このうちで公判請求をされておりますのは八十名内外でございす。これは一般の起訴率に比べて非常に低いのでございす。従来とも

も売春婦の保護更生ということも意を用いておるのでございす。それで、この八十名の公判請求を受けた者が、現在どのように裁判所において裁判されておるかというこの実態は、おそらくは執行猶予もございすし、あるいは実刑になりました者も少数ながらあるかと思ひます。その他保護観察に付せられた者もあると思ひますが、このような公判請求を受けなければならぬような者がおそれくは、この補導処分の対象になつていく、つまり実刑に科せらるべき者を、補導処分という保安処分ができました以上は、この保安処分によつて保護更生の道をはかつてやろうというものが、この法案のねらいでございすので、運用と相待ちまして、この法案の趣旨を生かしていききたいというふうな考えでおるのでございす。

○吉田(賢)委員 すでに保安処分として補導処分をなさる、これは刑罰の処分でない、こういうことであります。ならば、むしろ少年法の保護事件に對しての処分がこれに最も近似するものである。この点は今の御説明によつてもやや明らかになつたのであります。

の行為を処罰したものがあつたのでございまして、決して五條違反は新しい罪ではないのでございす。一応この種の勧誘罪を拾つてみますと、年間約八千件檢察庁において受理をいたしております。そのうちほとんど大半は起訴猶予ということになっておりますが、その他の、先ほどもちよつと触れましたが、このうちで公判請求をされておりますのは八十名内外でございす。これは一般の起訴率に比べて非常に低いのでございす。従来とも

も売春婦の保護更生ということも意を用いておるのでございす。それで、この八十名の公判請求を受けた者が、現在どのように裁判所において裁判されておるかというこの実態は、おそらくは執行猶予もございすし、あるいは実刑になりました者も少数ながらあるかと思ひます。その他保護観察に付せられた者もあると思ひますが、このような公判請求を受けなければならぬような者がおそれくは、この補導処分の対象になつていく、つまり実刑に科せらるべき者を、補導処分という保安処分ができました以上は、この保安処分によつて保護更生の道をはかつてやろうというものが、この法案のねらいでございすので、運用と相待ちまして、この法案の趣旨を生かしていききたいというふうな考えでおるのでございす。

○吉田(賢)委員 すでに保安処分として補導処分をなさる、これは刑罰の処分でない、こういうことであります。ならば、むしろ少年法の保護事件に對しての処分がこれに最も近似するものである。この点は今の御説明によつてもやや明らかになつたのであります。

が、そうといたしますと、一そう現実的な、いろいろ要請される必要事項をできるだけ取り入れて運営するということが一つの重大な問題になってくるのではないでありますか。刑罰処分として、一つの刑訴あるいは刑罰法規の体系にそぐわないような種々の考慮も必要であるかわかりませんが、少年法の運用の実例によつても、またこの法規の立法の経緯によつてみましても、やはり重点は運用にあるということになるようにどうも考えられます。さすれば、運用に適切に必要な条件を満たすということが、むしろ、

ございますけれども、これはあくまでも補導処分への手がかりと見られるような罪だと思つてございます。そういたしましたると、約八千名からの年間の受理件数があるわけでございます。が、こういうものの処理は、おそらくは相当多数——大部分と申してもいいものではないかと思いますが、そういうものは検事の手元において起訴猶予、かつその起訴猶予は保護更生ということを裏づけとした起訴猶予処分によつて処理されていくものと思つてございます。かりに二千四百三十人について調査した実績によりますと、検挙の

ります者の保護更生の措置はどうかと申しますと、この一部改正法におきましては、起訴猶予になります場合にも、緊急更生保護法によりまして保護更生の道が与えられるんだということを法律上はつきりさしておりますほかに、運用の面といたしましては、檢察庁に保護更生の相談室というものを、現在も六カ所持っておりますが、さらにこれを十四カ所に拡充いたしましたので、そこで保護観察官あるいは婦人相談員、婦人警官といったようなこの道の方々のお集まりを願つて、檢察運営とそういう保護更生とを有機的に結び

用していくということに非常に重点が置かれてくると思います。そこで、一方運用いかんということがこの法律の生命でありますから、従つて、法律上の性質がそういうものであるとするならば、やはりこの成年の売春婦の五条違反者の処遇につきましては、今日の社会がいろいろな角度から考えておるといふこともぜひ私は取り入れていかねばなるまいと思つております。たとえば、一般の犯罪よりも一そう社会的原因が多い、みずから持つておる身分の原因が多い、こういうような点から考えてみましても、これに對しまして

る論ぜらるべき眼目でなければなりません。立法の問題、法体系の問題を議論するというよりも、運用の方にこれは価値を持つべき問題ではないであらうか、こういうふうくに特に考えさせられるのであります。特にこの保安処分の対象が拡大し、範圍が拡大し等々します最近の法律制度の趨勢から考えてみましても、また売春防止法という画期的なこういう新しい法律制度の実体から考えましても、やはり帰するところは、いかに運営するかという運営面に重点があると私は思いますので、さすれば、運営上どうすることが最も適当であるか、欠けた条件はない

○竹内政府委員 仰せの通り、この問題は運用のいかんにかかってくると思ふのでございまして、売春防止法の第一条の目的趣旨、これをよく理解した上で運用が特に望まれる次第でございまして。そういたしますと、この問題が、一応この売春防止法において四月一日からは刑事罰が発動されるわけでございまして、さらにはまた、御審議を得ておりますこの輔導処分も同時に動くということになりました場合に、事件を刑事手続に乗せて運用するということになりますと、それを推進します検察官の職務というものは非常に重要なものになると思うのでございませ

回数が初回である、一回目であるというのがそのうちの半分以下の一千名でございまして、二回から五回というのが千百十九名もある、六回から十回というのが百七十九名、十一回以上というのが七十二名もあるといったような実情でございます。非常に習慣性を持ったものでございます。そういう者の処遇につきまして、まず第一には、保護更生ということを裏づけとした起訴猶予処分がなされると思いますが、さらに公判請求に参りました場合にも、罰金というような処置はなるべく避けるべきであります。多くは保護観察付の執行猶予、あるいは真にはしにも

つけて、起訴猶予の段階における保護更生についても、補導処分におけるそういう強力なものはございませんけれども、なお情の軽いものに對しましては、簡単な野放しということではなくして、あるいは婦住の指導をしたり、あるいは入寮の手続をしてやったり、そのほか若干の給付をしてやったり、相談に乗ってやったりといったような、いわゆる婦人相談所でやっておりますような事業をも結びつけまして、真に有効適切な運用をはかつて参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○吉田賢二委員　刑罰の処分ではなく

であらうか、こういうことに私は考え及ぼしていくべきではないかと思ひます。そうなつて参りますと、やはり調査官制度がいかか悪いか、これはなお別にいたしまして、十七条の補導処分が直ちに何らの憂い、心配がない、完全であるというふうには、普通だれも思つておりませんし、あなたのだんだんの御説明、御答弁によつて、その趣旨はうかがい得るのであります。もしもこの法案のねらつてゐるところを誤まつて、運用を違つた方向に持つていきますならば、この荒率防止法の刑罰法規は全く死文となつてしまふのでございます。そこで、今までの統計的な実績等から見ますと、五条違反という罪は非常に軽い、どちらかといえば軽犯罪的な種類に属する罪でございませう。こういう罪を規定して、それに補導処分ということになるので

棒にもかからぬといったような種類の者が補導院へ入る執行猶予付の補導処分というようなことになるかと思うのでございますが、おそらくはそういう趣旨の運用方針が強く打ち出されまして、問題の円満な解決をはかると思うのでございます。公判に回りましたものは、補導処分という制度がここにできるのでございますが、それでは、その大部分を占める起訴猶予にな

して保安処分であるということでありますならば、たとえば改正刑法の草案等によっても見られますように、条件付の宣告猶予の言い渡しというようにあるものもあるいは考えられるのであります。が、そういったことはいろいろと法案成立の過程で御議論になったやに私も聞いたのでございますが、かなり広い範囲におきまして、現実の必要を満たす、こういうような観点から運

まして、少くともそれに類似するものは積極的にこれを設置するという方向へ指向するということでない、私は、今後この運用の完璧を期するときにこないののではないかとこのことを心配します。といえますのは、すでに四月になりましたら全面实施になりますし、また、五条違反というものは今お述べになったような件数もあるか存じませんが、五条違反の件数につきまし

ても、これはあるいは減るかも知れないと考えられる。といひますのは、最近におきましては、たとえばコー・ル・ガールとか言われておるようでありますが、あるいはまた文書によりやすと黄線とかいう字句を使っておるやうであります。要するに街頭においてそでを引くとかいったような姿態のものは影がうせちまうのだ、こういうことも一面言われておる際であります。従つて、私は、この法の運用につきましては、積極的にこの裁判の受け入れ体制、裁判所の補導処分をなすことについてこの条件の完全を期するという方へあらゆる努力を積極的にするという志向のもとに今後の御検討をしていただかなければ、今の検察庁の手で、今の警察の手で集まつた材料を出せばそれでいいんだという程度の考え方では、この法の運用は全うできないので、結果は、補導員があきらめるようになりはしないかということをお心配します。抜け道は別にできているのであります。黄線——コー・ル・ガールができ、また黒線ができるかも知れぬ、こういうようなことがありますので、そういう幾多のめんめんする条件を集約してみますと、やはりこの法律の運用の完全を期するために、調査官もしくはそれに類似するものを設置することによつて、実際の補導処分をなすについで資料を裁判官は現実に握ることができ、こういうふうな考えざるを得ないと思ふのであります。そういう志向のもとにだんだんと御調査、御検討になる必要があるのではないかと、最高裁の持つてゐる意見に同調しながらあなたにものを言うというのではな

しに、私は、現実の必要から、すでにあなたの力で補導処分が保安処分であるというふうな法律上の性格を明確にせられる以上は、一そうこの現実的の緊急性とか、重要性を考えますので、特に申し上げるのであります。そういう志向のもとに、これは進んで調査検討などをしていただくべきではないだろうか、こういうふうな思ひます。これが刑罰処分であるというものであるならば、また議論がさらに複雑になりますけれども、少年法の運用等の実例によりまして、私は、この考え方の方が正しいんではないか、こう思ひますので、その点につきましては法務省の今後の志向——これはあなたにお聞きすることか、大臣に聞くことか、どつちが適当かわかりませんけれども、いづれにいたしましても、名前を補強するにしかるべき相当の制度を新たに創設していくというくらいな積極的な志向がないと、この運営の完全を期することができないと思ふのであります。この点、いかがです。

第一類第三号 法務委員会議録第十一号 昭和三十三年三月六日

す。何回も何回も検査されてきておりまして、ついには公判請求というふうなものにつきました。東京に關した限りは、ほとんど生活経歴のようなものはできているのでございまして、こういうものを活用することによつて、一応裁判の資料としましては提供し得るものと考へておるのでございまして、今申しましたように、確かにそういう資料を必要とするのでございまして、それを最高裁判所の言われる調査官という形で実現をいたしますかどうか、これはおっしゃる通り御議論のあるところと思ひます。それはそれとして、とにかく研究をするということにいたしたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 時間もありませんので、こまかいことは割愛しましてごく簡単に何つておきますが、この実際の運営につきまして、今一点触れましたが、今迄の傾向が漸次非常に複雑な形をたどりつつあります。五条違反というものは、現実におきましてはだんだん姿を消すと思ふのであります。私も昨日ちょっと新橋付近のことについて、いろいろ裏へ回つて人に聞いたのであります。いろいろな形で工夫されて、黄線あるいはその次のいろいろな方法もできておるやうでありますので、五条違反というものは今後漸減するやうな傾向もあるのではないかと、こういうことも考えますので、これに對しましては、法務省の意向というよりもむしろ警察当局の御意見を伺いたいのであります。これはいろいろな手を次々と打つていきつつあるというところを念頭に置いて取締り等の万全の対策を講ずること及び従来の姿がもうすでに新しい姿に進みつつある、従来の

○竹内政府委員 ただいまの御意見は、全く私も同感でございまして、今後すみやかにたゞいま御指示のような志向のもとに研究をさしていただきたと思つております。とりあえずの問題といたしましては、もちろん警察や検事が集めてきた資料だけでは十分でございまして、先ほど婦人相談室の話を申しましたが、そこに参りましてのものにつきました。いわゆる生活経歴、あるいは医学上、社会学上、心理学上のいろいろな角度から集めた経歴書をすべて持つてゐるわけでありま

姿の五条というものを仮定しまして、その現実に立ちましてこの制度を設けた、法律を作つたのであります。その現実がすでに違つた形へ転化して、進んで別の方法で冤罪が行われようという傾向がだんだん起つております。この点につきましては、今後立法上、運営上取締り等々各般からこれは十分な対策を講じなければならぬ、こう思ひますが、この点いかがです。

○中川政府委員 将来の見通しの問題については、今吉田委員が御指摘になつたことも十分考えられますので、私もこれとしては、この五条の違反の態様という点も、よくお話の点も念頭において捜査するつもりでおります。

○吉田(賢)委員 それでは二条だけ何つておくことにしまししょう。婦人補導院関係の問題につきましては、これは問題がずいぶんたくさんございまして、ことに二条の運用というものは、これは重大な問題で、これは各方面から十分論議しなくちゃならぬと思ひますが、矯正局長も六カ月で補導の完全を期することはできないというところはもうすでにみずから告白しておられるのであります。これはやはり生活指導、職業指導、及び身心の改善、こういうような面等につきまして、これはよほどの覚悟でやらねば目的を達しない。入つて一カ月はおそらくおどしてゐるだらう。うちの家族のことでも心配するであらう。生活が一変するのであるし、それを六カ月の間に人間も変え、身心の状態も変え、職業的教育もされる、生活指導もされる、社会に復帰できるやうな人間を作り上げようというところは、神わざでなければ私にはできないと思つておるのであります。

○吉田(賢)委員 それでは二条だけ何つておくことにしまししょう。婦人補導院関係の問題につきましては、これは問題がずいぶんたくさんございまして、ことに二条の運用というものは、これは重大な問題で、これは各方面から十分論議しなくちゃならぬと思ひますが、矯正局長も六カ月で補導の完全を期することはできないというところはもうすでにみずから告白しておられるのであります。これはやはり生活指導、職業指導、及び身心の改善、こういうような面等につきまして、これはよほどの覚悟でやらねば目的を達しない。入つて一カ月はおそらくおどしてゐるだらう。うちの家族のことでも心配するであらう。生活が一変するのであるし、それを六カ月の間に人間も変え、身心の状態も変え、職業的教育もされる、生活指導もされる、社会に復帰できるやうな人間を作り上げようというところは、神わざでなければ私にはできないと思つておるのであります。

でありますので、これは新しく何らかの方法をとらねば、法は死法に化すものと私は固く信じております。これは、私の申し上げることが間違つておるかあるいは閑居を指摘しておるかというところは、実績が将来証明すると思ひますけれども、これらの点につきましては希望しておきます。これだけではどうにもならぬということを固く信じておられますので、法務大臣におかれましては、せつかく予算、制度、法律等々の運用の完全を期するために何らかさういふことの事前の対策でも講ずるか何かしなければ、この婦人補導院というものが死物になつてしまふというところを考へるのであります。この点について法務大臣の御覚悟をちよつと聞いておきたい、こう思ひます。

○唐澤國務大臣 ただいま吉田委員からの御意見、私も全く同感でございまして。一応法律は整備いたしましたけれども、この法が果して円滑に運用されまして、その効果を發揮するかどうかということにつきましては多大の心配を持つておるわけでございまして。ことに、ただいま御指摘になりました点などは十分注意いたしまして、将来あやまちのなきを期し、法の運用に當りたいと思つております。

○町村委員 彼の御質疑はありませうか。——なければ、両案に対する質疑は以上をもつて終局することにいたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。冤罪防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院法案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。

九

九

〔総員起立〕

○町村委員長 起立総員。よって、兩案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま可決せられました売春防止法の一部を改正する法律案に關し、自由民主党及び日本社会党の共同提案による決議案が提出されております。趣旨の説明を求めます。高橋頼一君。

○高橋(頼一)委員 提案者を代表いたしまして決議案文の朗読及び趣旨の説明をいたしたいと思います。

附帯決議(案)

売春防止法(本改正案を含む)の立法趣旨にかんがみ、政府は、裁判所等の意見をさんしやくして、輔導処分制度の運用に關し、可及的速かに、裁判所調査官制度を調査、検討すべきである。

右決議する。

これが決議の案文でございます。續いて、この決議案提出の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

売春防止法の完全実施を目前に控えて、政府は本国会に売春防止法の一部を改正する法律案と婦人補導院法案を提出いたしました。よって、本委員会においてその議審をいたして参ったのでありますが、その審議の過程におきまして、裁判所の調査官制度をめぐって法務省側の意見と最高裁判所の意見とが対立いたしました。なぜこのようなことになったかと申しますと、これは要するに、裁判所調査官制度を刑事手続に取り入れるかいなかについてまだまだその結論を得るところまで研究が十分送げられていないことを意味するものと思つております。申し上げるまでもなく、裁判所調査官制度

昭和三十三年三月十二日印刷

昭和三十三年三月十三日発行

を採用すべきかどうかという問題は、これは非常に意味のある問題であります。しかしながら、またむずかしい問題であるとも考えるのであります。そこで、外国の制度の中にもいろいろと参考にするところもあるでございましょう、また現行制度のもとにおける刑罰体系、裁判所の職分、刑事訴訟の構造等から根本的に検討して参る必要もあるうかと考えるのであります。このようにこの問題は非常に深い意味があるものであります。今まで本委員会での法務省または最高裁判所の考え方を聞きまして、まだまだいずれとも最終的な結論を出すまでに熟しておるものとは考えられないのが現状と思うのであります。従いまして、今の段階におきましては、政府は責任を持ってこの問題を調査研究してその結論を出すことに資すべきであると信じます。その検討のやり方といたしまして、最高裁判所の意見を十分しんしやくすべきものであると信ずるのであります。なぜかと申しますと、裁判手続の實際の衝に當るのは裁判所でありますから、裁判所の意見というものが非常に実情に即したものであるはずでございまして、もちろん最高裁判所の意見に盲従すべきものであると申すのではありますせん。また最高裁判所の意見と相違があるからというので政府の立法措置がはばまれるというようなことも、あるべきはずではないと思ひます。しかしながら、最高裁判所の意見は、さつき申し上げましたような立場にあるものでございまして、十分参酌され尊重されるべきであると信じます。そして、そのような態度で、ほかに、あるいは実務家なり学者の見解なり、またさら

に國民の世論等をも正しく生かして、そうしてよき結論を出そうという態度に政府は出らるべきものとわれわれは主張するものであります。それに、いま一つ、これはやはり今国会において大きく取り上げられた問題でございまして、可及的すみやかにこの措置を講ぜらるべきであるというのが、われわれのまた願望でもあるのであります。

かような意味におきまして本決議案を提出するのでありますから、何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○町村委員長 以上で附帯決議案文の朗読及び趣旨説明は終了しました。討論の通告がありますから、これを許します。菊地養之輔君。

○菊地委員 私は、日本社会党を代表して、附帯決議に対して賛成の意を表します。

ただいまの高橋君の趣旨に対しましては全面的な賛成を表するものでございしますが、ただ、この際希望を申し上げます。

第一は、本法案を施行するに際してはきわめて予算が少いということでありまして、法務省の要求した額の二割二分しか予算が決定しておらない。これではほんとうの完全実施が困難ではないか。これに対して当局は万全の策を立てて予算の獲得のために今後努力をしなければならぬということをお考え願いたいということでありまして。

第二は、補導員の問題は猪俣委員もとくに申されましたが、これが非常に大切なことは言うまでもございませぬ。先ほど当局のお話では、刑務所に長くいた人を補導員に採用したいとい

うのでその推薦方を依頼しているというお話がございましたが、これもまた適切な方法であるかもしれません。しかしながら、長く囚人を扱った考え方での婦女を補導するということになりますと、大きな誤まりを犯すことになると思ふのであります。明るい輔導をするために、補導員に對しましては適切な方法を立て、本法の實行に万全の方法を十分お考え願いたいということを希望いたしまして、賛成の意を表するものでございまして。

○町村委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○町村委員長 起立総員。よって、本附帯決議案は可決されました。

なお、ただいま議決せられました両法律案の委員会報告書の作成及び附帯決議の送付等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○町村委員長 御異議なしと認めます。さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

〔参照〕

売春防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)に關する報告書
婦人補導院法案(内閣提出第五二一號)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局